

事業者排出量削減計画書

（宛先） 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		令和6年9月6日				
富山県富山市一番町1番1号 一番町スクエアビル		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 朝日印刷株式会社 代表取締役社長 朝日重紀 電話番号：076-421-1177				
主たる業種	オフセット印刷業（紙に対するもの）	細分類番号	1 5 1 1			
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和6年4月から令和8年3月まで					
基本方針	事業所全体でエネルギー原単位、年平均1%以上の削減する。 太陽光発電および再生可能エネルギー由来の電気を利用することで、温室効果ガスの排出を抑制する。					
計画を推進するための体制	代表取締役社長を上位とする省エネルギー管理組織を設置し、各事業所・営業所・工場等において、省エネルギー活動を推進する。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和5)年度	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量	3,051.1 トン	3,110.2 トン	3,110.2 トン	3,321.4 トン	5.4 パーセント
	評価の対象となる排出の量	3,051.1 トン	3,110.2 トン	3,110.2 トン	3,321.4 トン	5.4 パーセント
目標の根拠	太陽光発電の利用および再生可能エネルギー由来の電気の使用により、温室効果ガスの排出を抑制する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和5)年度	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量[十万枚])	2.91	3.16	3.26	10.31 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	京都クリエイティブパークでの原単位あたりの排出量を指標に、温室効果ガスの排出を抑制する。					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和5)年度	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	12 パーセント	0 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度					
	令和6年度	省エネチームを編成し、定期的に省エネパトロールを実施する。 太陽光発電の安定稼働に努め、再生可能エネルギー由来のCO2フリー電気を利用する。				
	令和7年度	省エネチームを編成し、定期的に省エネパトロールを実施する。 太陽光発電の安定稼働に努め、再生可能エネルギー由来のCO2フリー電気を利用する。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	従業員は駐車場におけるアイドリングストップを徹底する。				
	上記の措置を採用する理由	昼・夜勤務の二交代制であり、公共交通機関（バス）の本数も少ないことから、マイカー通勤を控えることは困難であるため。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン		
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物排出量を把握するとともに、製品製造の過程で排出される損紙等は有価物として業者に引き取ってもらい、リサイクルを実施しています。					
特記事項						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。